

5 事業補助率及び補助内容

5 事業補助率及び補助内容

保 健 福 祉 総 務 領 域

事業名		財 源 内 訳			補 助 内 容 等
科 目・事 項	細 事 項 等	国	県	市町村等	
社会福祉施設整備費 (各主務領域)	社会福祉施設整備利子 補給事業 (各主務領域)		定額		社会福祉施設整備を支援、促進するために、設置主体の社会福祉医療事業団からの借入金の利子の一部を2.5%を限度に助成する。 補助先：社会福祉法人 対象施設：老人福祉施設 身体障害者更生援護施設 精神薄弱児(者)施設 児童福祉施設(児童厚生施設を除く)等
退職手当交付金			10 /10		(社福)福島県社会福祉事業団職員の退職手当の一部を助成する。
長寿社会対策費	高齢社会対策推進事業		3/4	1/4	市町村が地域の実情に応じたきめ細やかなサービスを展開できるよう、市町村が単独で行う高齢社会対策推進事業に補助する。 補助先 市町村(中核市を除く。)
	やさしいまちづくり支援事業		1/2		市町村のやさしいまちづくりに関する計画に合致する既存の民間公益的施設のバリアフリー整備に対し補助する。 補助先 民間事業者
	長寿社会推進センター運営費等補助事業		定額		長寿社会推進センター((社福)福島県社会福祉協議会内設置)が実施する各種事業に関する管理費及び事業費に対し補助する。 補助先 (社福)県社会福祉協議会
	老人クラブ活動等社会活動促進事業	1/3	1/3	1/3	高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることができるよう老人クラブ活動等に対し補助する。 補助先 市町村(中核市を除く。)
	老人クラブ活動推進員設置等補助事業	定額 1/2	定額 1/2		(財)県老人クラブ連合会の老人クラブ活動推進員の設置及び高齢者の地域での活躍サポート事業に対し補助する。 補助先 (財)県老人クラブ連合会
	市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業	1/3	1/3	1/3	市町村老人クラブ連合会が趣味、スポーツ活動及び健康に関する講習会等を開催し、健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う事業について補助する。 補助先 市町村(中核市を除く。)

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
国保助成費	保険基盤安定負担金 (医療給付費分、介護納付金分) (保険者支援制度分)	1/2	3/4 1/4	1/4 1/4	国保財政の安定化を図るため、低所得者の国保税の軽減措置に対して、政令に基づき算定した一般会計から国保特別会計への繰入額の一部を負担する。
	福島県国民健康保険調整交付金		定額 10 /10		市町村が行う国民健康保険の財政調整のため、予算の範囲内で市町村に対し交付金を交付し、市町村国民健康保険財政の安定化を支援する。
	高額医療費共同事業負担金	1/4	1/4	1/2	高額医療給付費の発生による市町村国保財政への影響を緩和し安定化を図るため、市町村に対し負担する。
国民健康保険特別対策費補助金		定額 10 /10			国保組合が行う介護給付適正化事業、医療費適正化事業、適用適正化事業に対し補助する。
国民健康保険団体連合会等補助金		定額 10 /10			国民健康保険団体連合会が行う以下の事業に対して補助する。 ・ 国保診療報酬審査支払事業 ・ 保険者事務共同電算処理事業 ・ 保健事業 ・ 高額医療費共同事業 ・ 保険者共同事業
療養給付費等補助金		定額 10 /10			国保組合：国民健康保険法第73条 給付費の32/100の他に給付費の15/100の範囲内を総額として補助する。 市町村：国民健康保険法第70条 給付費（基準超過費用額控除後）から保険基盤安定のための繰入金1/2に相当する額を控除した額の34/100を負担する。
負担金		10 /10			
老人保健医療費拠出金補助金		定額 10 /10			国保組合：国民健康保険法第73条 医療費拠出金額の32/100の他に医療費拠出金額の15/100の範囲内を総額として補助する。 市町村：国民健康保険法第70条 医療費拠出金額の34/100を負担する。
負担金		10 /10			
介護納付金補助金		定額 10 /10			国保組合：国民健康保険法第73条 納付金額の32/100の他に納付金の15/100の範囲内を総額として補助する。 市町村：国民健康保険法第70条 納付金の34/100を負担する。
負担金		10 /10			

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
国民健康保険財政調整交付金	(普通調整交付金) (特別調整交付金)	定額 10 /10			国民健康保険法第72条 市町村が行う国保事業に要する経費の一部を補助することにより、市町村間の財政調整を図る。 給付費(基準超過費用額控除後)から保険基盤安定のために繰入金の1/2に相当する額を控除した額の9/100に保険基盤安定のための繰入金の1/4に相当する額を加算した額を交付する。
医療施設等設備整備費補助金	へき地診療所設備整備事業	定額 1/2			へき地診療所の設備整備事業に対し補助する。
高齢者医療給付費	老人医療給付費県費負担金 老人医療費適正化等対策事業	184 /600 (H18年9月まで) 4/12 (H18年10月~) 定額 1/2	46 /600	46 /600	国庫：老人保健法第49条 県費：老人保健法第50条 市町村が行う老人保健法に基づく医療等に要する費用の一部を負担する。 都道府県及び市町村が行う老人医療費の適正化推進事業(レセプト点検、重複・頻回受診者への訪問指導事業等)に対し補助する。

生活福祉領域

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
社会福祉推進費	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	1/3	1/3		民間社会福祉施設職員等退職手当金の支給に要する経費について、国及び県がそれぞれ1/3を補助し、施設経営者が1/3を負担する。
	福島県社会福祉大会開催事業		定額		福島県社会福祉大会に要する経費の一部を負担する。
	福祉活動指導員及び事務職員設置費補助		定額		県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び事務職員の人件費に対する補助
	福祉サービス苦情解決事業	1/2	1/2		福祉サービス利用者からのサービスに関する苦情等の解決を図れる体制を整備するための補助
	地域福祉権利擁護事業	1/2	1/2		認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある者への支援体制を整備するための補助
	福祉ボランティア活動強化支援事業				
	県ボランティアセンター事業費補助	1/2	1/2		県内の福祉ボランティア活動の振興のため、県ボランティアセンターの機能の充実を図れる体制を整備するための補助
	市町村社協等活性化推進事業				
	ふれあいのまちづくり事業	1/3	1/3	1/3	市町村における地域福祉活動の基盤を整備するための補助。
	市町村ボランティアセンター活動事業	1/3	1/3	1/3	市町村におけるボランティア活動の基盤を整備するための補助。
	生活福祉資金貸付事業補助金	1/2	1/2		社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付等を行うために必要な事務費を補助する。
	行旅死亡人取扱負担金		10/10		行旅中死亡して引取者のいない者について市町村が繰替支弁した取扱費用を県が弁償する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
社会福祉推進費	介護福祉士養成施設整備資金利子補給事業		2.5%		独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対し2.5%を乗じて得た額を借入利率で除して得た額の補助 補助先 社会福祉法人 対象施設数 1施設
民生委員活動費	民生委員推薦会負担金		定額		民生委員推薦会に対する負担金
	民生委員協議会負担金		定額		民生委員協議会に対する負担金
生活保護扶助費	住所不定者措置費負担金	3/4	1/4		住所不定者を保護した市（中核市を除く。）が支弁する生活保護費及び施設事務費の1/4を負担する。
援護業務諸費	援護業務団体に対する助成費		定額		援護業務団体に対する運営費等補助 補助先：援護業務団体
遺族及び留守家族等援護事務費	未帰還者留守家族等援護法施行事務費（戦傷病者特別援護法に基づく補装具給付等事務費交付金）	10/10			戦傷病者補装具交付修理等決定に要する事務費の交付 交付先：市
	各種特別給付金支給法に基づく施行事務費（第八回特別弔慰金支給事務費市町村交付金）	10/10			第八回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る事務費の交付 交付先：市町村
施設保護対策費	軽費老人ホーム事務費補助金		10/10		軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を免除した場合の減免分に対する補助 補助先：社会福祉法人
在宅福祉費	在宅介護支援センター運営事業	1/2	1/4	1/4	在宅介護支援センター運営事業補助（平成18年4月から地域包括支援センターを設置出来ない市町村への経過措置） 補助先：市町村 補助基準額：3,300千円
	自立継続サポート事業		1/2	1/2	生活支援ショートステイ事業 同居家族等が一時的に不在となり、一人での生活に不安がある場合等に養護老人ホーム等で行った介護に対する補助 補助先：市町村 補助基準額： ・特養等7,510円×保護延日数 ・その他3,810円×保護延日数

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
在宅福祉費	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業		過疎町村 2/3 その他 1/2	過疎町村 1/3 その他 1/2	市町村が実施する住宅改修資金補助事業に対する助成 補助先：市町村 補助基準額：180,000円 対象工事：介護予防のための工事 対象者：60歳以上の者
	認知症介護研修事業（指導者養成事業）	1/2	1/2		認知症介護指導者養成研修に職員を参加させる施設等に対する代替職員雇用経費等の補助 補助先：社会福祉法人等
	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業		定額		地域包括支援センターにおいて、市町村や関係機関等と連携し、高齢者虐待防止と早期発見・早期対応のためのネットワークの運営等を行うための補助 補助先：実施市町村
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備事業		定額		老人福祉施設の整備に対する老人福祉法に基づく補助 補助先：社会福祉法人、市町村等
高齢者保健対策費	老人保健事業費負担金	1/3	1/3	1/3	老人保健法に基づく医療等以外の保健事業に係る負担 負担先：市町村
	マンモグラフィ緊急整備事業	1/2		1/2	マンモグラフィ機器の整備に対する補助 補助先：医療法人等
高齢者保健施設費	介護老人保健施設整備資金利子補給事業		1.5%以内		介護老人保健施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構借入金の利子償還額の補助 補助先：医療法人等
	介護老人保健施設整備事業	定額	(施設整備)		介護老人保健施設の整備に対する補助 補助先：医療法人等
介護保険給付費	介護給付費負担金		12.5% 17.5% %		介護保険法により、県は市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の12.5%（施設サービスに係る分は17.5%）を負担する。
	低所得者利用者負担対策事業	1/2	1/4	1/4	介護保険制度施行による低所得者の負担を軽減するための事業を行う市町村に対し補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
介護保険給付費	地域支援事業交付金		12.5 %	20.25 %	介護保険法により、県は市町村に対し地域支援事業に要する費用のうち介護予防に要する費用の額の12.5%に相当する額及び介護予防に要する費用を除いた地域支援事業に要する費用の額の20.25%に相当する額を交付する。
介護保険事業指導費	介護保険苦情・相談推進事業		定額		国民健康保険団体連合会が行う介護サービスに関する苦情処理業務に対して必要な経費を補助する。

自 立 支 援 領 域

事 業 名		財 源 内 訳			補 助 内 容 等
科 目・事 項	細 事 項 等	国	県	市町村等	
重度心身障がい者対策費	重度心身障がい者支援事業		1/2	1/2	<p>(1) 重度心身障がい者医療費補助事業 重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担する。 対象者 身障手帳1級、2級及び3級の内部障がい所持者 療育手帳A所持者 保健福祉手帳1級所持者 (他法制度の公的給付除く) 療育手帳Bかつ身障手帳所持者 保健福祉手帳2・3級で、かつ身障手帳又は療育手帳所持者 (入院時の食事療養費の標準負担額は対象外)</p> <p>(2) 在宅重度障がい者対策事業 日常生活において、常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。(中核市を除く) 治療材料費給付事業 月限度額 3,000円 衛生器材費給付事業 月限度額 4,000円</p> <p>(3) 人工透析患者通院交通費補助事業 人工透析を受けている通院患者に対し、通院に要する経費を助成する。 (中核市を除く) 対象者 通院費が月額5,000円を超える者 補助率 5,000円を超える額 (3万円上限)の1/2</p>

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
心身障がい者社会復帰対策費	障がい者小規模作業所支援事業		1/2	1/2	(1) 障がい者小規模作業所支援事業 雇用されることが困難な心身障がい者に自活に必要な訓練を行うとともに、就労の場を与えて自立更生を促進するための障がい者小規模作業所に財政的支援を行う。 ア 運営費補助 基準額：Aランク 6,000千円 Bランク 3,000千円 Cランク 1,500千円 イ 訓練者の人数の補助加算 基準額：1名当たり年額152.4千円 (上限14名とする)
		1/2	1/2		(2) 小規模作業所への支援の充実強化支援事業 (2,000千円) 新たなサービス体系へ移行促進するため、機能を充実強化する事業に着手する小規模作業所に対して、支援を行う。 1,000～2,000千円×作業所数
		1/2	1/4	1/4	(3) 障がい者就労訓練設備等整備事業 (12,000千円) 新たなサービス体系へ移行するために必要な備品等の購入に対して補助する。 2,000千円×作業所数
	授産事業支援センター助成事業		10/10		障がい者小規模作業所支援事業及び各種法定授産施設で行われている授産事業の振興を図るとともに、そのネットワーク化を図るために設置される授産事業支援センターに、その運営経費等を補助する。
心身障がい児対策費	児童・知的障がい者居宅介護支援費事業	(1/2)	1/4	1/4	日常生活に支障のある重度障がい児を介護している家族に、ホームヘルパーを派遣する費用を補助する。
	重度障がい児(者)日常生活用具給付等事業	1/2		1/2	重度障がい児(者)日常生活用具給付等事業に対して補助する。 ・市 基準額×1/2
		1/2	1/4	1/4	・町村 基準額×3/4
	身体障がい児補装具交付・修理事業	(1/2)	1/4	1/4	身体障がい児の補装具交付・修理にかかる費用を町村に対して補助する。
児童・知的障がい者短期入所支援費補助事業	(1/2)	1/4	1/4	在宅の障がい児(者)にかかるショートステイ事業にかかる費用を補助する。	

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
障がい児療育指導費	児童デイサービス支援費補助事業	(1/2)	1/4	1/4	障がい児（6歳未満。一部学齢児を含む）にかかるデイサービス事業にかかる費用に対して補助する。
	地域療育センター支援事業		10/10		障がい児通園事業等の実施施設に理学療法士等の専門スタッフを配置し、身近な地域で療育訓練を行う場合、その費用を助成する。
	(新)障がい児タイムケア事業	(1/2)	1/4	1/4	障がいのある中高生等が養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障がい児を持つ親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的として、障がい児の放課後預かり事業を実施した場合、県が補助する。
施策推進費	市町村障がい者社会参加促進事業	(1/2)	1/4	1/4	障がい者の社会参加を生活エリアで促進するため、市町村単位で、地域ニーズに即し、社会参加促進事業及び福祉ホーム事業を実施する。
	障がい者情報バリアフリー化支援事業	1/2	1/2		重度視覚障がい者や重度上肢不自由者が情報機器（パソコン等）を使用するにあたり必要となる周辺機器やソフト等の購入経費の一部を助成する。
	(財)福島県障がい者スポーツ協会運営費補助		10/10		本県の障がい者スポーツの振興を図るうえで、中核的組織である福島県障がい者スポーツ協会に対し、その円滑な運営を期するため補助を行う。
	障がい者地域生活体験支援事業		1/2	運営主体 1/2	スムーズに地域生活を移行させるため、グループホーム等における住居での生活体験、社会復帰施設等での体験事業のための経費の一部を補助する。
	多機能型地域生活援助事業運営モデル事業		10/10		障がいの種別を超えたグループホームの運営を行うとともに、併せて総合的な居宅サービスの提供を行う事業の運営費補助をモデル的に実施する。
	障がい者の就業・生活支援事業	1/2	1/4	1/4	障がい者等を対象に就労支援及び生活支援を併せて行なう「障害者就業・生活支援センター」を委託する中核市に対して運営に要する経費の一部を補助する。
	(新)自立支援給付に係る社会福祉法人減免補助	1/2	1/4	1/4	介護給付及び訓練等給付の利用者定率負担を社会福祉法人が減免（社会福祉法人減免）した場合に、社会福祉法人に対し補助を行う市町村に対し補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
発達障がい者対策費	(新) 発達支援機能強化事業		10 /10		発達障がい者への一次支援機能を強化するため、関係機関職員に実地研修を実施する支援機関に対し、事業費を補助する。
身体障がい者福祉費 扶助費	重度身体障がい者日常生活用具給付等事業	1/2 (1/ 2)	1/4	1/4	重度身体障がい者日常生活用具給付等事業に対して補助する。
	身体障がい者更生訓練費等給付事業	1/2	1/4	1/4	身体障がい者が社会復帰のために更生援護施設における訓練の効果を上げるため、必要な経費を市町村に対して補助する。
	身体障がい者就職支度金支給事業	1/2	1/4	1/4	施設入所者が訓練を終了し、就職する際の生活用具購入費を市町村に対して支給する。 ・@36,000円×1人×3/4
	進行性筋萎縮症療養等給付事業	1/2	1/4	1/4	進行性筋萎縮症の障がい者に対し、療養の給付を市町村に対して行う。
	社会事業授産施設等事務費補助事業	1/2	1/4	1/4	社会事業授産施設に身体障がい者が入所した場合に事務費等を町村に対して補助する。
	身体障がい者補装具交付・修理事業	(1/ 2)	1/4	1/4	身体障がい者の補装具の交付・修理にかかる費用を負担する。
	身体障がい者更生医療給付事業	(1/ 2)	1/4	1/4	身体障がい者が更生するために必要な医療の給付を町村に対して行う。
	身体障がい者施設訓練等支援費事業	(1/ 2)	1/4	1/4	身体障がい者が更生援護のため入所した施設に対して支払われる支援費の一部を市町村に対して負担する。
	授産施設の相互利用	1/2	1/4	1/4	身体障がい者が自立の促進のため通所した知的障がい者授産施設に対して、事務費等を町村に対して補助する。
身体障がい者施行事務費	身体障がい者デイサービス事業	(1/ 2)	1/4	1/4	在宅の身体障がい者又はその介護者が通所して、創作活動、機能訓練、社会適応訓練等を行う事業に対して負担(補助)する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
身体障がい者施行事務費	身体障がい者短期入所事業	(1/2)	1/4	1/4	重度身体障がい者を介護している家族が疾病等の理由により、居宅において介護できない場合に重度身体障がい者を一時的に身体障がい者更生援護施設等に保護する費用を負担(補助)する。
	在宅重度身体障がい者訪問診査事業	(1/2)	1/4	1/4	身体の障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対して、医師等を派遣して検査及び相談を行う経費を町村に対し補助する。
	障がい者自立生活センター支援事業		1/2	1/2	障がい者が主体性を持って、地域の中で自立した生活が送れるように、障がい者が自ら運営し、障がい者自身が各種サービスを提供する「障がい者自立生活センター」活動に対して補助する。
	身体障がい者居宅介護事業	(1/2)	1/4	1/4	身体障がい者にホームヘルプサービス事業に対して負担(補助)する。
	身体障がい者訪問入浴サービス事業	(1/2)	1/4	1/4	デイサービス施設への通所が困難な在宅重度身体障がい者に対し、居宅を訪問し入浴介護サービス事業を行う市町村に補助する。
知的障がい者福祉費 扶助費	知的障がい者更生・授産施設保護費	(1/2)	1/4	1/4	知的障がい者が自立・更生のため入所した施設に対して支払われる支援費の一部を町村に対して補助する。
	知的障がい者通勤寮施設支援費補助事業	(1/2)	1/4	1/4	知的障がい者通勤寮事業に対して支払われる支援費の一部を町村に対して補助する。
	社会事業授産施設等運営費補助	1/2	1/4	1/4	社会事業授産施設に知的障がい者が入所した場合に事務費等を町村に対して補助する。
	知的障がい者職親委託事業補助	1/2	1/4	1/4	知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行った場合に町村に対して補助する。
	知的障がい者地域生活援助事業	(1/2)	1/4	1/4	知的障がい者グループホーム事業に対して支払われる支援費等の一部を市町村に対して補助する。
	知的障がい者地域生活ホーム補助事業		1/2	1/2	地域の中で、一定の経済的負担を負って共同生活をする知的障がい者の日常生活を援助するため、知的障がい者地域生活ホーム事業運営に対し財政的支援を行う。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
知的障がい者福祉費 扶助費	知的障がい者デイサービス事業	(1/2)	1/4	1/4	知的障がい者デイサービス事業を行う市町村の支援費の一部を補助する。
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備事業	1/2	1/4 運営主体	1/4	(1) 児童福祉施設 (2) 児童厚生施設 (国1/3 県1/3 運営主体 1/3) (3) 身体障害者更生援護施設 (4) 知的障害者援護施設
精神保健福祉費	精神障がい者社会復帰施設設備整備事業補助	1/2	1/4 運営主体	1/4	市町村、医療法人等が行う精神障がい者社会復帰施設の施設整備及び設備整備について補助する。
	精神障がい者社会復帰施設運営事業	1/2	1/2		市町村、医療法人等が設置運営する精神障がい者社会復帰施設の運営費について補助する。
	(精神障がい者小規模通所授産施設)	1/2	1/4	1/4	
	精神障がい者居宅介護等事業	1/2	1/4	1/4	日常生活を営むのに支障がある精神障がい者に対し、食事、身の清潔等必要な介護を行う事業に補助する。
	精神障がい者短期入所事業	1/2	1/4	1/4	家族が疾病等により在宅における処遇が一時的に困難となっている精神障がい者を短期入所させる事業に補助する。
	精神障がい者地域生活援助事業	1/2	1/4	1/4	市町村、医療法人等の公益法人等が設置する精神障がい者グループホーム事業に補助する。
婦人保護費	婦人保護事業費補助金 (女性相談員活動強化対策)	1/2		1/2	女性相談員の設置と要保護女子の相談指導など婦人保護事業を行うために必要とする経費に対して補助する。
児童福祉活動費	要保護児童身元保証に係る損失補填事業		定額		要保護児童が就職するときに適当な身元保証人が得られない場合において、福島県社会福祉協議会が身元を保証することにより損失を受けたときに県が補填する。
児童福祉施設等指導 助成費	産休等代替職員費補助事業	公立施設 2/3 民間施設 3/3		1/3	児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間継続休暇を取得する場合に、代替職員を任用し、産休等職員の母体の保護や専心療養の保障を図り、もって児童等の処遇を確保する。
	里親促進事業補助金		定額		里親制度の普及と振興を図るため、福島県里親連合会が実施する事業に対して補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
児童福祉施設等指導助成費	地域保育施設助成事業				
	地域保育施設入所児童健康診断費補助		1/2	1/2	地域保育施設（事業所内保育施設を除く施設に限る。以下「地域保育施設」という。）の入所児童に対する健康診断費の助成を行うことにより、入所児童の処遇の向上と福祉の増進を図る。
	地域保育施設入所児童支援事業		1/2	1/4 1/4	地域保育施設が入所児童の処遇向上のため、教材等を含む安全設備等の整備に要する経費の一部を助成する。
	地域保育施設運営費助成事業		1/2	1/2	市町村が独自補助を行っている地域保育施設に入所する3歳未満を対象として、市町村の補助額と同額を補助し、低年齢児保育の拡充と児童の処遇の向上を図る。
特別保育事業費	保育対策等促進事業				
	保育対策等促進事業	1/3	1/3	1/3	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時保育促進事業 保護者の傷病・事故、または育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。 2 特定保育事業 毎日の保育所利用にまでは至らないが就労等により一定程度の保育サービスが必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。 3 乳児保育促進事業 年度当初において、児童福祉施設最低基準に定める保育士の他に乳児保育のための保育士を配置し、年度途中の需要等に対応している民間経営の保育所に対して補助を行う。 4 障害児保育円滑化事業 軽度障がい児を含め障がい児を4人以上受け入れている保育所に対して補助を行う。 5 保育所体験特別事業 普段、認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験や入所児童との交流を行うことにより親子の育ちを支援する保育所に対して補助を行う。 6 地域子育て支援センター事業 子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、

					<p>地域の子育て家庭に対する育児支援を行う保育所等に対して補助を行う。</p> <p>7 休日保育事業 就業形態の多様化に対応するため、休日等を含め年間を通じ開所する保育所に対して補助を行う。</p> <p>8 分園推進事業（経常経費分） 保育所分園の運営について、必要な経費の補助を行う。</p> <p>9 分園推進事業（初年度整備分） 保育所分園の設置を促進するために、設備の整備等を行う保育所に対して必要な経費の補助を行う。</p> <p>10 保育所障害児受入促進事業 障がい児保育を新たに実施するために、施設の軽微な改修や遊具の購入等を行う保育所に対して必要な経費の補助を行う。</p>
	すくすく保育支援事業		1/2	1/2	<p>1 軽度障がい児保育事業 軽度の心身障がいをもつ乳幼児を受け入れる保育所に対して、障がい児の保育に必要な経費の補助を行う。</p> <p>2 乳児保育環境改善事業 乳児保育の環境改善を行うため、次の事業を実施する保育所に対して補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児を受け入れるための乳児用ベッド、乳児用椅子等の設備 ・乳児の安全・健康衛生面の向上を図るための設備の設置及び更新 ・乳児保育を担当する保育士の研修、その他の環境改善等 <p>3 地域子育て支援センター充実事業 地域子育て支援センター事業を実施する市町村に対し、保育士の配置等の要件で国庫補助事業の該当にならなかったセンターに対して、必要な経費の補助を行う。</p>
児童健全育成推進事業費	放課後児童健全育成事業	1/3	1/3	1/3	<p>昼間保護者のいない小学校低学年児童等の健全育成を図るため、20人以上（年間281日以上開設する児童クラブにあっては10人以上）の児童で組織する児童クラブを設置する市町村に対して、その運営費を補助する。</p>
	福島県わくわく放課後支援事業		1/2	1/2	<p>昼間保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、国庫補助要件に満たない5人以上20人未満（年間200日以上開設）の児童クラブを設置する市町村に対して、その運営費を補助する。</p>

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
児童健全育成推進事業費	放課後児童クラブ整備支援事業		1/2	1/2	学校及び幼稚園の余裕教室や公民館等を使用して児童クラブを設置する場合、クラブ室の整備に対する補助を行う。
	放課後児童クラブ障がい児受入支援事業		1/2	1/2	障がい児を受け入れ、一定の要件を満たす児童クラブに対して、障がい児の受け入れにかかる経費を補助する。
	児童ふれあい交流促進事業	1/3	1/3 ^	1/3	中・高校生等が子どもを産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さの理解を促進するための乳幼児とのふれあい・交流事業や絵本の読み聞かせ事業を実施する市町村に対し補助する。
児童厚生施設活動事業費	民間児童厚生施設活動事業	1/3	1/3	1/3	公立民営及び民立民営の児童厚生施設の円滑な運営を図るため、補助を行う。
	地域組織活動育成事業	1/3	1/3	1/3	児童の健全な育成を図るため、地域において児童館等を拠点とし活動している健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ等）の運営経費を補助する。
少子化対策推進費	子育て家庭を支える地域力再生事業（民立民営ファミサポ支援事業）		定額		NPO等がファミリー・サポート・センター事業を創設する場合に、その立ち上げ・運営経費の一部を補助する。
児童措置費	(新)東北ブロック児童養護施設研究協議会補助金		定額		東北ブロック児童養護施設研究協議会においては、各施設の先駆的取り組みや、抱えている課題等について協議し、互いに学んでいる。その開催にかかる経費の一部を補助する。
	(新)北海道・東北ブロック母子生活支援施設研究協議会補助金		定額		東北・北海道ブロック母子生活支援施設研究協議会においては、各施設における課題やその取り組みについて、各施設で行われている実践事例をもとに研究協議を行っている。その開催にかかる経費の一部を補助する。
母子福祉対策費	ひとり親家庭医療費助成事業		1/2	1/2	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、市町村で実施するひとり親家庭医療費助成事業に補助する。
	母子寡婦福祉活動推進員設置事業費補助		1/2	1/2	母子寡婦福祉活動の充実を図るため、市町村母子団体の育成指導にあたる母子寡婦福祉活動推進員を設置する事業に補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
乳幼児医療助成費	乳幼児医療費助成事業		1/2	1/2	市町村が実施する就学前児童の入院・通院に対する医療費の助成に必要な経費の一部を補助する。
母子保健費	小児慢性特定疾患児日常用具給付事業	(市)	1/2	1/2	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。 【給付用具】 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム
		(町村)		1/4	

健康衛生領域

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
結核予防費	私立学校等健康診断・予防接種補助		2/3	1/3	私立学校等の長が実施する結核定期健康診断、予防接種に要する経費の一部を補助する。
感染症予防対策費	感染症予防費等負担金	1/3	1/3	1/3	市町村が実施する感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずる事業に要する経費の一部を負担する。(中核市を除く)
	感染症指定医療機関運営費補助金	1/2	1/2		感染症指定医療機関の運営に要する費用を補助する。
	感染症指定医療機関施設整備費補助金	1/2	1/2		感染症指定医療機関の施設整備に要する費用を補助する。
予防接種普及費	予防接種事故対策費負担金	2/4	1/4	1/4	市町村が予防接種による健康被害に対して支給する医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金等に必要な経費の一部を負担する。
	予防接種事故発生調査費補助金	2/4	1/4	1/4	市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査に要した費用の一部を助成する。
特定疾患対策事業費	難病患者等ホームヘルプサービス事業	(1/2)	1/4	1/4	日常生活を営むのに支障がある難病患者等の家族に対し、家事、介護等の援助を行うためのホームヘルパーの派遣に対する補助。 <滞在型> 身体介護中心業務 (4,020円×活動単位数(時間) - 利用者負担) × 1/4 家事援助中心業務 (1,530円×活動単位数(時間) - 利用者負担) × 1/4 <巡回型> 昼間帯(2,010円×件数 - 利用者負担) × 1/4
	難病患者等短期入所運営事業	(1/2)	1/4	1/4	難病患者等を介護している家族が疾病等の理由により、居宅における介護ができない場合に、難病患者等を一時的に病院等で介護するための補助。 1 社会的理由 (1) 生活保護世帯 16,090円×日数×1/4 (2) その他の世帯 14,540円×日数×1/4 2 私的理由 14,540円×日数×1/4

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
特定疾患対策事業費	難病患者等日常生活用具給付事業	1/2		1/2	<p>難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付に対する補助。</p> <p>給付品目 便器、手すり、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、歩行支援用具、電子式たん吸引器、意志伝達装置、ネブライザー、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用マット、自動消火器、パルスオキシメーター</p> <p>・市（中核市を除く）福祉事務所を設置している町村 補助基準額 × 1/2（国庫）</p> <p>・福祉事務所を設置していない町村 補助基準額 × 3/4（国庫と県費）</p>
へき地医療対策費	へき地医療支援センター運営費等補助事業		2/3	1/3	<p>へき地診療所等への診療支援、町村の行う保健福祉事業への協力を行うへき地医療支援センターを設置する町村の組合に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>・運営費 2 / 3</p>
	へき地診療所運営事業	2/3		1/3	<p>へき地診療所施設整備費国庫補助金の交付を受けて設置したへき地診療所の運営費に対して助成する。</p>
	へき地医療医師確保修学資金貸与事業		定額		<p>へき地医療の充実を図るため、県内のへき地診療所等に医師として勤務しようとする医学部の学生に対し修学資金を貸与する。</p>
救急医療対策費	小児初期救急医療事業		1/3	2/3	<p>夜間における軽傷の小児急病患者的の医療を確保するため、郡市地区医師会が地方公共団体の委託等により実施する事業に要する経費に対し助成をする。</p>
	小児救急医療支援事業	1/3	1/3	1/3	<p>休日又は夜間における小児救急医療にかかる診療体制を確保するため、地域の小児科を標榜する病院群又は病院が輪番制方式により実施する経費に対し助成する。</p>
	病院群輪番制病院設備整備事業	1/3	1/3	1/3	<p>病院群輪番制病院の機能充実を図るため、医療機器の整備について補助する市町村等に対して、その経費の一部を助成する。</p>

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
救急医療対策費	救命救急センター運営事業	1/3	1/3	1/3	24時間の診療体制で、重篤救急患者の医療を確保するための要請を受けた病院の開設者が整備した救命救急センターの運営費に対し助成する。
	救命救急センター設備整備事業	1/3	1/3	1/3	救命救急センターの機能充実を図るためセンターが行う設備整備事業に対して助成する。
	救急病院協会補助		定額		救急病院の適正な活動を促進するため、研修会の実施、中央研修会への派遣などの事業に要する経費の一部を補助する。
	地域災害医療センター設備整備事業	1/3	1/3	1/3	災害医療センターとして必要な設備を整備するため、その経費の一部を助成する。
県民医療対策費	理学療法士等修学資金貸与事業		定額		理学療法士、作業療法士等の確保を図るため、県出身者で、理学療法士等の養成施設に在学し、将来県内で医療施設等において業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸与する。
	角膜移植普及啓発等事業		定額		財団法人福島県アイバンクに対して、角膜移植の普及啓発、アイバンク講演会開催等の事業費の一部を補助することにより、移植医療の推進に資する。
	腎臓移植普及啓発等事業		定額		財団法人福島県腎臓協会に対して、腎臓移植に関する知識の啓蒙・普及、組織適合性検査の助成等の事業費の一部を補助することにより移植医療の推進に資する。
地域医療対策費	公的病院特殊診察部門運営等補助事業	1/3	1/3	1/3	特殊診療部門を有する公的病院及び民間病院の財政の健全化を図り、地域住民の医療の確保を図るため運営費を助成する。
	地域周産期母子医療センター等運営事業		1/3	2/3	周産期医療を担う地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力施設に対して、運営費を助成する。
	特殊医療機器整備資金利子補給事業		1.5%		民間医療機関によるがん診療体制の整備及び人工腎臓装置の整備を効果的に推進するため、診療機器整備に伴う借入金の利子の一部を補給する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
地域医療対策費	新生児医療施設設備整備事業	1/3	1/3	1/3	地域の基幹病院が新生児医療に必要な医療機器等を整備する場合に、その一部を助成する。
	地域医療充実のための遠隔医療補助事業	1/2		1/2	医療の地域格差解消や医療の質及び信頼性を確保するため、画像伝送装置やテレビ電話等を利用した遠隔医療を実施するための情報通信機器の整備に要する経費の一部を助成する。
	地域医療充実のための設備整備補助事業	1/3		2/3	地域の医療水準の向上に資するため、医療機関における医療機器等の整備に要する経費の一部を助成する。
	医療施設近代化施設整備事業	1/3			医療施設における療養環境や、医療従事者の執務環境、衛生環境の改善を図り、良質な医療を供給する体制を確保するため、これら施設整備事業を実施しようとする病院診療所に対して助成する。
	訪問看護ステーション施設整備費補助事業			定額	訪問看護ステーションの施設整備に要する経費の一部を助成する。 (中核市の区域を除く。)
看護要員等確保事業費	看護師等養成所運営費補助事業	1/2	1/2		保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた看護師等養成所の充実強化を図るため、その設置者に対し運営に要する経費を補助する(公的は県10/10)。 交付対象 日本赤十字社、社会福祉法人、厚生農業共同組合連合会、民法法人等
	看護師等養成所初度設備整備費補助金	2/4	1/4	1/4	看護師等養成所の設備整備のため必要な備品購入費の一部を助成する。
	看護師等養成所施設整備費補助事業	2/4	1/4	1/4	看護師等養成所の整備のために必要な工事費又は工事請負費の一部を助成する。
	看護師宿舍施設整備費補助事業	1/3	1/6	1/2	看護師宿舍の個室整備のために必要な工事費又は工事請負費の一部を助成する。
	看護師等養成所教育環境改善設備整備費補助事業	2/4	1/4	1/4	「在宅看護実習室」の新設に必要な施設整備に必要な備品購入費の一部を助成する。
	看護師勤務環境改善施設整備費補助事業	1/3		2/3	看護職員の働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善のために必要な工事費又は工事請負費の一部を助成する。

事業名		財源内訳			補助内容等	
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等		
看護要員等確保事業費	病院内保育所運営費補助事業	民間施設 1/3 公共施設	1/3 1/2	1/3 1/2	看護職員をはじめとする病院職員の離職防止並びに再就業を促進するため、病院内保育所運営事業に必要な経費を補助する。	
	病院内小規模保育所運営費補助事業		1/3	2/3	看護職員をはじめとする病院職員の離職防止並びに再就業を促進するため、病院内小規模保育所運営事業に必要な経費を補助する。	
	保健師等修学資金貸付金		10 /10		県内及び県外の看護師等養成所に在学し将来県内で看護師等の確保が困難な施設において業務に従事しようとする者に対して、その修学に必要な資金を貸与する。	
営業指導育成費	生活衛生営業経営指導事業費補助	1/2	1/2		事業内容 1 営業経営相談室運営 2 税務等相談 3 地区営業相談指導 4 相談指導顧問設置 5 経営指導員設置 6 小企業等設備改善資金融資等指導 7 生衛業情報化整備 8 活性化促進 9 生衛関係営業再生特別支援	
	生活衛生営業振興事業補助		1/2		事業内容 1 生活衛生同郷組合の活性化に資するための事業又はその助成 2 消費者サービスの向上、需要の拡大等に資するための事業又は助成	
				2/3		3 地域社会の福祉の増進に資するための事業又はその助成
				定額		4 管理事務費
環境営業許可指導費	公衆浴場施設整備事業補助		1/3	市町村 1/3 事業者 1/3	事業内容 (千円) 補助基本額 補助率 1 風呂釜 2,400 × 1/3 2 温水器 600 × 1/3 3 重油バーナー 600 × 1/3 4 ろ過機 600 × 1/3 5 燃料転換装置 1,200 × 1/3 6 急騰給水配管交換 1,200 × 1/3 7 煙突更新 900 × 1/3 8 タイル張替 900 × 1/3 9 脱衣場更改工事 2,400 × 1/3 10 浴場天井更改工事 1,800 × 1/3	

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
水道事業指導費	簡易水道等施設整備費 国庫補助				
		4/10		6/10	財政力指数が0.30を超える市町村で単位管延長が20m以上の場合 財政力指数が0.30以下の市町村で単位管延長が7m以上の場合 財政力指数が0.30を超える市町村で単位管延長が6m以上20m未満の場合 財政力指数が0.30以下の市町村で単位管延長が7m未満の場合 財政力指数が0.30を超える市町村で単位管延長が6m未満の場合 次のいずれかに該当する事業であること。
		1/3		2/3	
	1/4		3/4		
	水道未普及地域解消事業				1 新設 市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設を整備する事業。 2 無水源 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域において、当該地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の区域からの距離が、原則として200m以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。 3 給水区域内無水源 既認可給水区域であって、まだ水道が布設されていない地区に対し、現在給水されている区域から、原則として200m以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。 4 区域拡張 市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設の区域拡張を行う事業。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
水道事業指導費	簡易水道再編推進事業				<p>1 統合簡易水道 市町村が統合簡易水道施設を整備する事業であって次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業。</p> <p>(2) 統合簡易水道施設給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合、当該水道事業以外の水道事業から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p>
	生活基盤近代化事業				<p>1 増補改良 市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う場合であって次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係るもの。</p> <p>(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなり、飲用困難となったもの。</p> <p>(3) 鉛製管の更新を行う事業。</p> <p>(4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設の整備であること。</p> <p>2 基幹改良 市町村が簡易水道施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能低下した場合に行う次のいずれかに該当するもの。又は地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設するものであって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>(1) 竣工後原則として40年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。</p> <p>(2) 設置後原則として10年以上経過した機械及び装置を廃止して新設するもの。</p> <p>(3) 布設後原則として20年以上経過した管路を廃止して新設するもの。</p> <p>3 水量拡張 市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業。</p>

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
水道事業指導費	簡易水道等施設整備費補助金（県単事業）		0.7 /10 ・ 1/10		水道普及率90%以下かつ財政力指数が0.30以下の市町村が行う事業であって単位管延長5m以上（ただし、基幹的施設改良には適用しない）の場合 ・水道未普及地域解消事業 1/10（新設、無水源、区域拡張等） ・その他の事業 0.7/10（簡易水道再編推進事業（統合簡易水道等）、生活基盤近代化事業（増補改良、基幹改良、水量拡張））
	水道水源開発施設整備費国庫補助				
	水道水源開発施設整備費	1/2		1/2	水道事業 資本単価140円 / m ³ 以上のもの 水道用水供給事業 資本単価100円 / m ³ 以上のもの
		1/3		2/3	水道事業 資本単価70円 / m ³ 以上のもの 水道用水供給事業 資本単価50円 / m ³ 以上のもの
遠距離導水等施設整備費				次のいずれにも該当する事業であること。 水路の延長が7km以上のもの 水道水源開発施設整備費の国庫補助対象事業と一体のもの	
	1/2		1/2	水道事業 資本単価140円 / m ³ 以上のもの 水道用水供給事業 資本単価100円 / m ³ 以上のもの	
	1/3		2/3	水道事業 資本単価70円 / m ³ 以上のもの 水道用水供給事業 資本単価50円 / m ³ 以上のもの	

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
水道事業指導費	水道広域化施設整備費 国庫補助				
	特定広域化施設整備費	1/3		2/3	次のいずれにも該当する事業であること。 現在居住人口が原則として50万人以上のもの。 供給量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画に位置づけられた事業 水道事業 資本単価 140円 / m ³ 以上 水道用水供給事業 資本単価 100円 / m ³ 以上
	広域化促進地域上水道施設整備費	1/3		2/3	次のいずれにも該当する事業であること。 水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の区域内の水道事業であること。 給水人口又は給水量が20%以上増加する新設又は拡張事業であること 資本単価が140円 / m ³ 以上であること。
	高度浄水施設整備費国庫補助				
	高度浄水施設整備費	1/4		3/4	1 高度浄水施設の整備が特に必要であると認められる事業であること。
		1/3		2/3	2 1に該当する事業であって、水道事業で資本単価が70円 / m ³ 以上であること、又は水道用水供給事業で資本単価が50円 / m ³ 以上であること。
	水質検査施設整備費国庫補助				
	水質検査施設整備費	1/4		3/4	2以上の水道事業者によって効率的に使用できる水質検査に必要な分析機器及び初度設備を整備する事業であること。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
水道事業指導費	水道水源自動監視施設整備費	1/4		3/4	<p>1 水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること。</p> <p>2 2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行う事業であること。</p>
	ライフライン機能強化等事業費国庫補助				
	緊急時給水拠点確保等事業費	1/3		2/3	<p>次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>1 配水池 計画1日最大給水量の10時間分を超える容量の配水池を整備する事業であること。</p> <p>2 緊急時用連絡管 緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間もしくは同一の水道事業体内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設の整備事業であること。</p> <p>3 貯留施設 送水又は配水の用に供する管路であって、水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業であること。</p> <p>4 緊急遮断弁 緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であること。</p> <p>5 大容量送水管 貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であること。</p>
	水道管路近代化推進事業費	1/4		3/4	<p>石綿セメント管更新事業</p> <p>1 次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 給水人口5万人未満であること。 (2) 資本単価70円/m³以上であること。 (3) 管路延長に占める石綿セメント管の布設割合が1割以上であること。 (4) 厚生労働大臣が認める老朽度の高い石綿セメント管の更新事業であること。</p>
		1/4		3/4	<p>2 地震対策として行う更新事業については、水道事業で資本単価70円/m³以上、水道用水供給事業で資本単価50円/m³以上であること。</p>
		1/3		2/3	<p>3 1又は2に該当する事業であって資本単価140円/m³以上のもの。</p>

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
水道事業指導費	広域水道企業団施設整備促進事業補助金（単事業）		2/10		給水開始前の水道用水供給企業団が行う、特定広域化施設整備国庫補助事業及び水道水源開発施設整備国庫補助事業に係る企業債の元利償還金に対して補助する。 基本額(当該年度の企業債元利償還金) × 2/10 (200,000千円限度)

注) 財源内訳の国の欄の()書は、直接補助を意味する。